

様式変更（平成20年度4月）に伴う差替冊子

※『建設業許可申請の手引き』をご利用される方は、 この冊子を必ずお読み下さい

1、2008年4月1日以降の申請について（法改正に伴う添付書類及び様式の変更）

法改正に伴い、申請等に必要な添付書類が変更になりました。
また、以下の様式についても変更になりました（カッコ内が変更部分）。

- ・建設業許可申請書（工事経歴書（様式第2号）※2号の2は削除されました）
- ・事業年度終了報告書（工事経歴書（様式第2号）※2号の2は削除されました）
- ・財務諸表（様式第15号、第17号の2、第17号の3）

上記により、『建設業許可申請の手引き』が変更されました。

2、この差し替え冊子について

この差し替え冊子は、『建設業許可申請の手引き』のうち、法改正に伴い変更が生じたページを記載したものです。

この『建設業許可申請の手引き』をご利用の際には、必ず該当ページを差し替えの上、お間違えなく手続きを行うようお願い申し上げます。

3、用紙の対応について

上記3書面については、以下の方法で対応願います。

- ・建設業許可申請書
工事経歴書（様式第2号）が全面改正されました。そのため、新しい様式をお買い求め下さい。

- ・事業年度終了報告書
建設業許可申請書と同様、新しい様式をお買い求め下さい。

- ・財務諸表
平成18年9月1日以降に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用されます。

なお、財務諸表については、平成20年3月31日までに決算期が到来した事業年度に係る書類については、従前のものも使用可能です。

4、お問い合わせ

今回の改正変更、及び内容のお問い合わせにつきましては、埼玉県の担当課にお問い合わせ願います。

埼玉県県土整備部建設業課 建設業担当

TEL 048-830-5176, 5177, 5178

改正内容、様式等は下記ホームページに掲載されております。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BH00/kengyo/kensetugyo.htm>

- ※ 埼玉県建設業協会・埼玉県行政書士会は、当該書面の販売のみ行っております。
したがって、内容に関するお問い合わせには一切お答えできません。 ご了承下さい。

6 申請書の記載について

表5 建設業許可申請書類一覧表

○印：必要書類 ●印：省略できる書類 ▲印：変更なければ省略できる書類
 ■印：事業年度終了報告書として提出する書類

1 新規 2 許可換え新規 3 般・特新規 4 業種追加 5 更新 6 般・特新規+業種追加
 7 般・特新規+更新 8 業種追加+更新 9 般・特新規+業種追加+更新

綴 込 順	様 式 番 号	書 類 の 名 称	法人・個人 別必要書類		申請区分				摘 要		
			要○否×		1 2	3 7	5	4 6 8 9			
			法人	個人							
1	1 (00001)	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	P 18		
2		建設業許可申請書別表	○	○	○	○	○	○	P 21		
3	2	工事経歴書	○	○	○	○	注5 ■	○	P 23		
4	3	直前三年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	注5 ■	○	P 25		
5	4	使用人数	○	○	○	○	▲	○	P 26		
6	6	誓約書	○	○	○	○	○	○	P 27		
7	7 (00002)	経営業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	P 28		
8	8(1) (00003)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○	×	○	P 31		
	8(2)	専任技術者証明書（更新）	○	○	×	注1 ○	○	注1 ○	P 34		
9		卒業証明書	○	○	○	注2 ○	●	注2 ○	P 32		
10	9	実務経験証明書	○	○	○	注2 ○	●	注2 ○	P 35		
11		その他資格証明書	○	○	○	注2 ○	●	注2 ○	P 32		
12	10	指導監督的実務経験証明書 （一般建設業の場合は必要ありません）	○	○	○	注2 ○	●	注2 ○	P 37		
13	11	令三条に規定する使用人の一覧表 （本店以外に営業所がある場合）	○	○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	P 38		
14	11-2 (00007)	国家資格者等・監理技術者一覧表 資格証明書	○	○	○	▲	▲	▲	P 39		
15	12	法人の役員 許可申請者本人略歴書 法定代理人	○	○	○	○	○	○	P 41		
16		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書（発行後3か月以内のもの）	○	○	○	○	○	○	P 58		
17		破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の 市区町村の長の証明書（発行後3か月以内の もの）	○	○	○	○	○	○	P 58		
18	13	令三条に規定する使用人の略歴書（本店以外に 営業所がある場合の営業所の代表者）	○	○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	P 42		
19		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書（発行後3か月以内のもの）	○	○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	P 58		
20		破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の 市区町村の長の証明書（発行後3か月以内の もの）	○	○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	注3 ○	P 58		
21	14	株主（出資者）調書	○	×	○	▲	▲	▲	P 43		
22	20	営業の沿革	○	○	○	○	○	注4 ○	P 43		
23	20-2	所属建設業者団体	○	○	○	▲	▲	▲	P 44		
24	20-3	主要取引金融機関名	○	○	○	▲	▲	▲	P 44		
25		納税証明書	知事許可	事業税	○	○	○	注5 ■	注5 ■	注5 ■	P 58
			大臣許可	法人税 所得税	○ ×	×	○	注5 ■	注5 ■	注5 ■	P 58
26	15. 16. 17 17-2	財務諸表（法人）	○	×	○	注5 ■	注5 ■	注5 ■	P 45		
27	18. 19	財務諸表（個人）	×	○	○	注5 ■	注5 ■	注5 ■	P 54		
28		定款	○	×	○	注6 ●	注6 ●	注6 ●	P 58		
29		商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明 書（発行後3か月以内のもの）	○	注7 ○	○	注6 ●	注6 ●	注6 ●	P 58		

(3) 工事経歴書

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート

市町村名まで記入

請負代金の額の大きい順に記入

税込、税抜のどちらかに○を付す

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にシ印を記載) 主任技術者 監理技術者	千円	千円	着工年月	完成又は完成予定年月	
〇〇土建(株)	下請		佐藤マンション基礎工事	埼玉県川口市			4,750	千円	千円	平成26年9月	平成27年12月
△△土建(株)	下請		高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市			4,300	千円	千円	平成26年5月	平成27年6月
高橋 太郎	元請		高橋邸外構工事	東京都足立区			2,200	千円	千円	平成26年7月	平成27年8月
(主な未成工事)			未成工事がある場合は記入				千円	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
××土建(株)	下請		小林マンション基礎工事	埼玉県さいたま市			8,200	千円	千円	平成26年12月	平成27年3月
							千円	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

↑ 直接注文を請け負った発注者・元請負人を記入

← 元・下請の区別を記入

← 工事の現場名だけでなく工事内容がわかる程度の工事名までを記入

← 工期を記入

このページの合計を記入	小計	3	11,250	千円	千円	うち 元請工事
		件				2,200 千円
最終ページにおいてその業種の合計を記入	合計	3	11,250	千円	千円	うち 元請工事
		件				2,200 千円

・許可申請日の属する事業年度の前事業年度の完成工事高の合計を記入
・未成工事高は合算しない

記載上の注意

この様式の記入に際しては、下記の事項に注意してご記入ください。

- 1 経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合はP24を参照してください。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに○を付してください。
- 3 この様式は、許可を受けようとする業種ごとに作成してください。工事の実績がない場合は(建設工事の種類)を記入し、空欄に「該当なし」と記入し必ず添付してください。
- 4 1件の請負契約を分割して複数の業種に計上することはできません。
例：建築一式工事を請け負った場合、この工事を管工事や電気工事とその他の工事に分けてそれぞれの業種に計上することはできず、これらすべてを建築一式工事として計上します。
- 5 この工事経歴書には、許可申請日の属する事業年度の前事業年度の主な完成工事について、請負代金の大きい順に記載し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記載してください。建設工事の業種ごとに1・2枚で結構です。(ただし、経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合はP24参照。)
- 6 「元請又は下請の区別」の欄の「元請」とは、建設工事の最初の注文者(発注者)から請け負ったものをいいます。
- 7 「配置技術者」欄における「主任技術者」「監理技術者」欄については、新規申請以外は必ず記入してください。
- 8 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記載してください。
- 9 無許可で軽微な工事以外の工事(P1参照)を請け負ったことがある場合は、このことについての始末書を添付してください。

※ 土木一式工事について

土木一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(例えば橋梁、道路、ダム、トンネル等)の工事が該当し、外構工事、標識工事、バックネット・フェンス工事、小規模な土地造成工事その他の基礎的準備的工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当します。

※ 経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合

経営事項審査を受審する建設業者は、下記のとおり作成した工事経歴書を事業年度終了報告書に添付・提出すれば、経営事項審査受審時に工事経歴書を省略できます。その際に、下記の様式の工事経歴書には決算が終了した直前の事業年度1年間についての工事経歴の記入がなされていることが必要ですので注意してください。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工 事 経 歴 書

・土木一式については「PC」
 ・とび・土工については「法面処理」
 ・鋼構造物については「鋼橋上部」
 に○を付し、該当する額を記入

各工事の主任技術者・
 監理技術者を記入

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート

工事（税込 **税抜**）

注文者 直接注文を請け 負った発注者・ 元請負人を記入	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名 共同企業体（JV）で行った 工事は、「JV」と記載	工事現場の ある都道府 県及び市区 町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 （PC 法面処理 鋼橋上部）	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技 術者の別（該当箇所に レ印を記載）		着工年月	完成又は 完成予定年月
秩父県土整備 事務所	元請		県道××線法面処理工事	埼玉県 秩父市	鈴木 次郎	レ	16,500 千円 4,550 千円	平成2△年9月	平成2△年12月
中村 花子	元請		中村邸外構工事	東京都 足立区	鈴木 次郎	レ	7,200 千円 千円	平成2△年5月	平成2△年6月
佐藤 太郎	元請		佐藤マンション基礎工事	埼玉県 川口市	佐藤 太郎	レ	5,600 千円 千円	平成2△年1月	平成2△年2月
〇〇土建（株）	下請		浦和高砂宅地造成工事	埼玉県 さいたま市	佐藤 太郎	レ	17,100 千円 千円	平成2△年6月	平成2△年12月
〇〇土建（株）	下請		戸田宅地コンクリート工事	埼玉県 戸田市	佐藤 太郎	レ	7,000 千円 千円	平成2△年3月	平成2△年4月
〇〇土建（株）	下請		〇〇邸解体工事	埼玉県 さいたま市	上田 三郎	レ	3,000 千円 千円	平成2△年3月	平成2△年4月
木村 三郎	元請		木村邸フェンス工事	埼玉県 熊谷市	上田 三郎	レ	2,700 千円 千円	平成2△年1月	平成2△年2月
（主な未成工事）			未成工事がある場合は記入						
××土建（株）	下請		小林マンション基礎工事	埼玉県 さいたま市	上田 三郎	レ	8,200 千円 千円	平成2△年12月	平成2□年3月
			その他	11件			22,100 千円 千円		

原則 消費税抜
 P58その他参照

このページの合計を記入

小 計	18 件	81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円
-----	---------	--------------	-------------	----------------------------------

最終ページにおいてその
 業種の合計を記入

合 計	18 件	81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円
-----	---------	--------------	-------------	----------------------------------

・1年間の完成工事高の合計を記入
 ・未成工事高は合算しない

①元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 ※注1.注2

②①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 ※注1.注2

③②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

注1

500万円未満（建築一式については、1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅）の工事については10件まで記載すればよい

注2

請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

記載上の注意

この様式の記入に際しては、下記の事項に注意してご記入ください。

- (1) **元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割（当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円）を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください。**
ただし、上記に該当する元請工事に軽微な工事（工事1件の請負代金が建築一式工事にあつては、150万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事外の建設工事にあつては、500万円に満たない工事）が含まれる場合については、軽微な建設工事は10件を超えて記載する必要はありません。
- (2) **それに続けて、総完成工事高の7割（当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円）を超えるところまで、元請工事・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に工事（（1）により既に本表に記載を行った元請工事を除く。）を記載してください。**
ただし、上記に該当する工事に軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はありません。
- (3) さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。
- (4) 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。
- (5) 「配置技術者氏名」の欄には、**法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。**
- (6) 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。
- (7) 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に○を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載してください。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部
- (8) 「小計」の欄には、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計を記入して下さい。また、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事にあつては、（7）により記載した請負代金の合計も記入してください。
- (9) 「合計」の欄には、業種ごとの最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計を記入してください。また、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事にあつては、（7）により記載した請負代金の合計も記入してください。
- (10) その他の記入要領については、工事経歴書（P23）の記入方法に従ってください。

(20) **その他の添付資料**

1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

法人にあつてはその役員、営業所の代表者（令3条の使用人）、個人にあつてはその本人、支配人、未成年者が建設業の営業を行う場合には法定代理人分が必要となります。法務局及び地方法務局において受けられます。

申請又は届出日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。

2 破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書

この証明書は、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書となります。

法人にあつてはその役員、営業所の代表者（令3条の使用人）、個人にあつてはその本人、支配人、未成年者が建設業の営業を行う場合には法定代理人分が必要となります。証明を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられます。

申請又は届出日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。

3 納税証明書

(1) 直前1年の事業年度分についての納税証明書を添付します。（正本には原本を添付すること。副本はコピーで可。）

(イ) 県知事許可の場合は、法人・個人ともに県税事務所発行の「事業税」の納税証明書。

(ロ) 大臣許可申請の場合は、法人については税務署発行の「法人税その1納税額等証明用」、個人については税務署発行の「所得税」の納税証明書。

※ この納税証明書は、納付額を完納したものの証明としてください。

(2) 新規設立で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書が添付できないときは、県税事務所（大臣許可申請の場合は税務署）へ提出した事業開始（設立）届の写し（受付印のあるもの）を添付します。

4 定 款

許可申請時の定款の写しを添付し、変更事項の訂正がなされていない場合は、議事録の写しも添付してください。（法人のみ必要です。）

5 商業登記簿謄本

法人では商業登記簿の謄本、もしくは、履歴事項全部証明書を添付します。個人営業で登記上の支配人がいる場合には、その謄本を添付します。（副本はコピーで可。）

なお、謄本は、申請日から3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。

◎ **その他に注意していただきたいこと**

1 許可申請書はP16の建設業許可申請書類一覧表の順にそろえて提出してください。

2 技術者の免状の写し及び卒業証明書等は専任技術者証明書及び国家資格者等・監理技術者一覧表の次に、それぞれ該当者のものを添付してください。

3 該当のないものは「なし」と記入して添付してください。（工事経歴書、所属建設業者団体等）

4 不要なものは除去してください。（当該申請に必要なない専任技術者証明書（新規・変更・追加・更新）、個人申請の場合の法人関係書類、本店以外に営業所がない場合の令3条使用人関係書類、免許資格で要件を満たす場合の実務経歴証明書、財務諸表の説明）

5 経営事項審査と工事経歴書（様式第2号）を兼ねる場合

消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

8 許可を受けた後の手続き

① 変更等の届出

許可を受けたあと、次の表10の変更届等一覧表に掲げる変更事項が生じた場合は、同表の区分に従い、変更届出書に必要な書類を添付して提出してください。

表10 変更届等一覧表

No.	変更事項	提出書類 (下記書類の他に裏付資料を必要とすることがあります)	届出期間	
1	商号・名称 (会社の組織変更も含む)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ※7. 8の手続きが必要な時は、同時にしてください。	変更後 30日 以内	
2	営業所の名称・所在地	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ④営業所の確認資料(P19参照)		
3	営業所の新設 (主たる営業所を除く)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ④No. 12の提出書類 ⑤No. 14の提出書類 ⑥営業所の確認資料(P19参照)		
4	営業所の廃止 (主たる営業所を除く)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ④No. 14の提出書類		
5	営業所の業種追加 (ある営業所で既に持っている業種を他の営業所で追加する場合)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③No. 14の提出書類		
6	営業所の業種廃止	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③No. 14の提出書類		
7	資本金額	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②株主調書(様式第十四号) ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書		
8	役員	新 任		①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③誓約書(様式第六号) ④許可申請者の略歴書(様式第十二号) ⑤ <u>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(P58参照)</u> ⑥ <u>破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(P58参照)</u> ⑦商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書
		退 任		①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書
	代表者(申請者)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商号登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書		
9	氏名(改姓・改名)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②許可申請書の別表 ③商業登記簿謄本(法人の役員又は支配人の場合)もしくは、履歴事項全部証明書 ④戸籍抄本または住民票の抄本(個人の場合)		
10	支配人 ※ 退任のときは②③④は不要	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②誓約書(様式第六号) ③使用人の一覧表(様式第十一号) ④使用人の略歴書(様式第十三号) ⑤ <u>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(P58参照)</u> ⑥ <u>破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(P58参照)</u> ⑦支配人が登記されている登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書		

No.	変更事項	提出書類 (下記書類の他に裏付資料を必要とすることがあります)	届出期間
11	電話番号	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②別表	変更後速やかに
12	営業所の代表者 (令第3条の使用人) ※新任・変更の場合のみ(削除の場合はNo. 4に準じる)	①変更届出書(様式第二十二号の二) ②誓約書(様式第六号) ③使用人の一覧表(様式第十一号) ④使用人の略歴書(様式第十三号) ⑤成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(P58参照) ⑥破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(P58参照) ⑦使用人の常勤の確認資料(P38参照)	変更後2週間以内
13	経營業務の管理責任者	①経營業務の管理責任者証明書(様式第七号) ②経營業務の管理責任者の資格を裏付ける資料(P29参照) ③経營業務の管理責任者の常勤の確認資料(P30参照)	
14	専任技術者	<p>変更・追加</p> ①専任技術者証明書(様式第八号(1)) ②技術者の要件を証する書類 イ 卒業証明書と実務経験証明書(様式第九号) ロ 実務経験証明書(様式第九号) ハ 資格を証する証明書等の写し(原本も提示) ③特定建設業の場合は、さらに次の要件を証する書面 イ 指導監督的実務経験証明書(様式第十号) ロ 資格を証する証明書等の写し(原本も提示) ※ 改姓改名は戸籍抄本または住民票抄本 ④専任技術者の常勤の確認資料(P32参照)	
	削除	①専任技術者証明書(様式第八号(1)) ※ 廃業に伴う削除の場合は届出書(様式第二十二号の三)	
15	国家資格者等・監理技術者	<p>変更・追加</p> ①国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二) ②資格を証する証明書等の写し	事業年度終了後4か月以内
	削除	①国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)	
16	事業年度終了報告書(決算)	①事業年度終了報告書表紙(県様式第1号) ②工事経歴書(様式第二号) ③工事施工金額(様式第三号) ④財務諸表 法人(様式第十五～十七号の二) 個人(様式第十八～十九号) 附属明細表(様式第十七号の三、資本金1億円超又は負債合計200億円以上の株式会社のみ。有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって免除) ⑤納税証明書 事業税(知事許可) 法人税(大臣許可の法人) 所得税(大臣許可の個人) ⑥事業報告書(株式会社のみ)	
17	1 使用人数 2 定款	①県様式の変更届出書(県様式第2号) 以下のうち、変更のあったもののみ ②使用人数(様式第四号) ③定款	
18	廃業	①廃業届(様式第二十二号の四) ※一部廃業の場合は、No. 14の手続きを同時に行ってください	30日以内

注意事項

- 提出部数は、知事許可の場合は正・副計2部、大臣許可の場合は正・副2部プラス営業所(本・支店含む)のある都道府県の数と同数の写しになります。
- 各々の届出様式については様式裏面の記載要項のほか、この手引きの「申請書類の記載上の注意」「変更届等書類の記載上の注意」をよく読んで作成してください。
- 提出書類は○内の番号順に綴じ込んでください。
- 許可申請書の別表は変更後の内容を記入してください。
- No. 16, No. 17の県様式については、大臣許可の場合は別様式になります。(P71参照)